# 福島区役所庁舎から排出する産業廃棄物処分業務委託仕様書

#### 1 目的

本業務は、大阪市福島区役所庁舎から排出する産業廃棄物を、受託者が所有する産業廃棄物処理施設において処分を行うものであり、処分業務に関しては次の事項を十分に留意すること。なお、収集・運搬業務に関しては、大阪市(以下「委託者」という)が別途契約した業者が行なう。

## 2 免許資格

受託者は、廃棄物処理法に定める産業廃棄物処分業の許可(必要とする品目を有していること) を有していなければならない。

## 3 契約量(年間処分予定量)

汚泥 450 kg

※ 上記数量は過去の実績に基づく予定量であるため増減する可能性があります。 よって、処分量を確約するものではありません。

## 4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までの期間とする。

## 5 業務内容

(1) 受入れを行う産業廃棄物

次の委託者の施設から排出する産業廃棄物

大阪市福島区大開1丁目8番1号 大阪市福島区役所庁舎

(2) 処分方法

受入れる産業廃棄物は、受託者が廃棄物処理法に定める産業廃棄物処分業の許可(必要とする品目を有していること)を受けた施設において処分を行うこと。

(3) 受入れ回数

2回(11月・3月頃を予定)

- (4)業務実施前に、本業務に関して大阪府内で有効な産業廃棄物処分業許可証(写し)を提出する こと。
- (5) 処理場までの収集運搬に関しては、発注者が別途契約する福島区役所受水槽・雑排水槽等清掃 及び産業廃棄物収集・運搬業務委託にて行う。
- (6) 処分の日程については、発注者が別途契約する産業廃棄物収集運搬事業者と調整すること。
- (7) 本業務に関連して必要な官公庁への諸手続きは、受注者の負担とし、速やかに行うこと。
- (8) 受注者は、本業務を実施するにあたって、関係法令の規定に基づき、必要な要件をすべて満たしておくこと。
- (9) 廃棄物の処分の終了ごとに、廃棄物処理法に基づき、必要な産業廃棄物管理票を速やかに発注 者まで提出すること。
- (10)受注者は、処理を委託された産業廃棄物を受け入れた時点より、その処理等のすべての責任を 負うものとする。

- (11)業務実施後、速やかに業務完了届を発注者まで提出すること。
- (12) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

#### 6 業務の再委託について

- (1) 本業務における「主たる部分」とは下記に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。
  - ・委託業務における総合企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - · 産業廃棄物 (汚泥) 処分
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理など簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にして おくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならな い。なお、再委託の相手先は、大阪市競争入札参加停止処置要綱に基づく停止期間中の者、又 は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けているものであってはな らない。

#### 7 受託者の責任及び義務

受託者は廃棄物処理法及び関係法令を遵守するとともに、最低賃金法、労働基準法等関係法令を遵守しなければならない。

# 8 請負金額の部分払い等

受託者は、その月の処分量(受託者が交付する産業廃棄物管理票のD票を受託者が委託者に提出し、委託者の検査に合格することにより確定する)に契約単価を乗じて得た金額について部分払いを請求することができる。ただし、この請求は1月に1回を超えてできない。

# 9 特記事項

本仕様書に記載がないこと及び疑義が生じた場合は、見積書提出までに担当者に確認すること。

# 再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委 託することはできない。
  - (1)委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託 にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者 の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入 札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に 規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた 場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得な いと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したと きは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、 又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはな らない。 受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に 発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別 冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守す ること。

# 生成 AI の利用規定

- ・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規 定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  - ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

- ・ 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- ・ 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意の みで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最 新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認 すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティ の確保を徹底して適切に運用すること